

アンダーグラウンドジム利用規約

アンダーグラウンドジム会員会則

第1条(目的)

アンダーグラウンドジム(以下「UG ジム」といいます。)は、会員(本会則第4条所定の手続を経て当社と契約を締結された方をいいます。以下同じです。)がUGジムの施設を構成する各種サービスゾーンを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第2条(会員制)

UGジムは、会員制とします。

会員によるUGジムの利用範囲、条件、および施設運営システム(会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。)については、別に定めます。

会員がUGジムを利用するときは、利用する施設に会員証となるスマートフォンの情報(会員本人であることを確認するための情報)を提示します。

第3条(入会資格)

UGジムの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

1. 本会則及びUGジムが別に定める諸規則を遵守し、UGジムの品位・秩序を保ち、その運営に協力することができる方
2. 18歳以上の方(高校生不可、親子プランは可)
3. 暴力団その他反社会的勢力に関係していない方
4. 薬物依存(異常)者でない方
5. 医師等により運動を禁じられておらず、UGジムの利用に健康上の支障が無い方・妊娠中でない方(医師から許可が出ている場合は除く)
6. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有しない方
7. 過去にUGジムから除名等の通告を受けたことのない方、又は他の会員制スポーツ店等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことのない方
8. 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できる方
9. 所属する学校又は団体においてフィットネス店への入会が禁じられていない方
10. 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できる方
11. UGジムが適当と認めた方
12. タトゥー、刺青のある方で入会をご希望される方は、審査面談がございますのでアンダーグラウンドジムまでお問合せください。

第4条(入会手続)

UGジムに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、UGジムによる審査を受けたうえ、UGジムが承諾したときに、UGジムとの契約が成立し、UGジムの会員となります。なお、利

用開始日は別に定めます。

前項に定める入会申込を行った場合であっても、UG ジムが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。

会員は、入会后、UG ジムから本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。UG ジムは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払います。

未成年の方が入会しようとするときは、UG ジムが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。

未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第5条(届出内容変更手続)

会員は、入会申込書に記載した内容その他 UG ジムに届け出た内容が正確であることを保証します。UG ジムは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

会員は、入会申込書に記載した内容その他 UG ジムに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。

UG ジムより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先(メール、電話、住所のいずれか)へ通知します。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により UG ジムからの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに UG ジムからの通知が会員に到達したものとします。

第6条(個人情報保護)

UG ジムは、UG ジムの保有する会員の個人情報を、UG ジムが別途定める「個人情報保護方針」および「お客さまの個人情報取扱いに関するお知らせ」にしたがって管理します。

第7条(諸費用)

会員種別毎の会費を含む諸費用(以下「諸費用」といいます)は、別に定めます。

会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて UG ジムが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。

一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは UG ジムが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第8条(会員たる地位の相続・譲渡)

UG ジムの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することできません。

第9条(会員以外の施設利用)

UG ジムは、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

第 10 条(諸規則の遵守)

会員は、UG ジムの施設の利用にあたり、本会則その他 UG ジムの定める諸規則を遵守し、UG ジムの施設スタッフ(以下「施設スタッフ」といいます)の指示に従うものとします。

第 11 条(禁止事項)

会員が次の行為をした場合は直ちに退会処分になります。

禁止事項と判断した場合、即時に退会処分となり残りの月会費等は一切返金致しません。

1. 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます。)や施設スタッフ、UG ジムを誹謗、中傷すること。
2. 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
3. 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
4. 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
5. UG ジムの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
6. 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
7. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
8. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
9. 刃物、銃、モデルガンなど危険物のジム内への持ち込み。
10. 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
11. 無断で会員でない者を入館させる行為。
12. UG ジムの施設内の秩序を乱す行為。
13. 自らの会員証を他人に貸与したり、使用させる行為。
14. 他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。
15. その他、UG ジムが会員としてふさわしくないと認める行為。

第 12 条(損害賠償責任免責)

会員が UG ジムの施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、UG ジムは、UG ジムに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、UG ジムは、UG ジムに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第 13 条(持込物に関する責任)

UG ジムは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。

UG ジムは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

UG ジムは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。

1. 現金及び有価証券
2. その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物
3. 建物又は自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの
4. 携帯電話用装置
5. 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの
6. 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード
7. 動物
8. テニスラケット、ゴルフクラブその他これらに類似するスポーツ器具
9. 当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物

第 14 条(会員の損害賠償責任)

会員が UG ジムの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、UG ジムまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第 15 条(休会)

UG ジムの一部の会員種別においては、休会制度があります。

第 16 条(退会)

会員は、自己都合により退会するときは、UG ジムが定めた期日までに、UG ジム所定の書面により手続を完了することにより、当月の末日(以下「退会日」といいます。)をもって退会できるものとします。なお、会員は UG ジムに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。但し 10 日までに解約手続きをしていただければ、次回以降の請求は発生致しません。

第 17 条(施設の利用制限・禁止、契約解約)

UG ジムは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して UG ジムの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は UG ジムから UG ジムの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第 7 条第 1 項に定める諸費用を支払います。

1. 第 3 条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
2. 本会則その他 UG ジムの定める諸規則に違反したとき。
3. 支払方法の設定が確認できないとき(会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。)
4. 諸費用の支払いを連続して3ヶ月怠ったとき。
5. 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。

6. 第4条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続した場合。
7. 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
8. 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
9. 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
10. 妊娠していることが判明したとき。
11. 法令に違反したとき。
12. その他、UG ジムが会員としてふさわしくないと認めたとき。

前項に基づき UG ジムが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、UG ジムはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第 18 条(施設の休業および閉鎖)

UG ジムは、施設毎に定期休業日を設定することができます。

UG ジムは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、UG ジムの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。

1. 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
2. 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
3. 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分(不利益処分を含みます。)、行政指導もしくは命令等があったとき。
4. 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
5. その他、UG ジムが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

前二項の場合、法令の定めまたは UG ジムが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

UG ジムは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

第 19 条(諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)

UG ジムは、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、UG ジムが必要と判断したときは、会員に対して原則として1ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第 20 条(会則の改正)

原則として UG ジムは1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第 21 条(告知方法)

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

会費等のお支払いについて(クレジットカード)

本規約において、「クレジットカード払い」とは、アンダーグラウンドジム(以下「UG ジム」といいます。)と会員契約を締結したお客様(以下「契約者」といいます。)が、上記会員契約に定める会員(以下「会員」といいます。)の月会費(会員に対する付随サービスの代金を含みます。)および UG ジム内で会員が購入された物品・サービス等の購入代金(以下「会費等」といいます。)の支払いを、入会時にご登録いただいたクレジットカード(以下「指定カード」といいます。)で指定カードの発行会社(以下「指定カード会社」といいます。)が定める規約に基づきカードご利用代金としてお支払いいただくことをいいます。

UG ジムは、会費等に関する請求書および領収証を発行いたしません。詳細につきましては、指定カード会社から発行される明細書等をご覧ください。

指定カード会社の規約等によりクレジットカード払いが承認されない場合においては、UG ジムからの直接請求など、UG ジムが指定する方法により会費をお支払いいただきます。

指定カード会社による当月分のカードご利用代金に関する請求期限と UG ジムによる会費等に関する請求期限との関係により、複数月分の会費等を指定カード会社から一括して請求される場合があります。

クレジットカード払いに関する変更のお申し出がない限り、UG ジムに在籍いただいている期間中の会費等は、指定カードにてお支払いいただきます。

以下各号に定めるクレジットカード払いに関する変更にあたっては、UG ジムの指定する方法により届け出る必要があります。

1. 会費等の支払方法を変更されるとき。
2. 指定カードを変更されるとき。
3. 指定カード会社の規約等により契約者が指定カードの保有資格を喪失されたとき。
4. 指定カードを解約されたとき。

前項の定めにかかわらず、UG ジムの指定する方法で届け出ていただけない場合、UG ジムからの直接請求を含め、UG ジムが指定する方法により会費等をお支払いいただきます。

翌月分以降のお支払いについて、クレジットカード払いの内容変更を希望される場合には、UG ジムの指定する期日までに、UG ジムの指定する方法により届け出る必要があります。UG ジムの指定する期日までに届け出がない場合、翌月分の会費等は、引き続き登録済のクレジットカード払いの内容にてお支払いいただくこととなります。

前項の場合において、指定カードが利用できない状況であっても、翌月分の会費等が指定カード会社から請求される場合がありますのでご注意ください。

その他、何らかの理由によりクレジットカード払いができない場合には、UG ジムからの直接請求を含め、当社が指定する方法により会費等をお支払いいただきます。

契約者がクレジットカードで決済するにあたり、不正利用、不正入力を行ったことにより発生した損害について、UG ジムは契約者に対し、損害賠償を求める場合があります。また、第三者に損害を与えた

場合には、契約者の自己責任と負担において当該第三者との紛争を解決していただくものとし、これらに関して、UG ジムは一切の責任を負いません。

原則として UG ジムは20日前までに契約者に告知または通知することにより、本規約を改正することができ、改正した本規約の効力は、全契約者に及ぶものとします。

第 22 条(規約の変更と告知)

UG ジムは、いつでも本規約を変更することができます。この場合、UG ジムは、事前に、変更後の内容を施設内にて掲示して、お知らせ致します。